

## 入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行います。

### 1. 競争入札に付する事項

- (1) 調達案件名 沖縄職業総合庁舎 沖縄職業総合庁舎空調設備更新工事業務委託
- (2) 仕様等 特記仕様書のとおり
- (3) 履行場所 特記仕様書のとおり
- (4) 履行期限 令和 9 年 3 月 10 日（水）までに

### 2. 競争に参加できるものの資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者
- (2) 令和 7・8 年度厚生労働省競争参加資格において「建築関係建設コンサルタント業務」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であって、競争参加地域について、「九州・沖縄地域」が有効である者。
- (3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。  
①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険  
④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。（常用労働者数 37.5 人未満の企業は除く）
- (8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- (9) 「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。（常用労働者数 101 人未満の事業主は除く）
- (10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (11) 過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

### 3. 入札説明及び入札参加申込みをする日時及び場所

#### (1) 入札説明書の交付

日時 令和 8 年 7 月 23 日（木）から令和 8 年 8 月 6 日（木）9:00～17:00

（ただし土日祝日は除く。）

場所 （ア）沖縄労働局総務部総務課 会計第 2 係

（那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階）

（イ）沖縄労働局ホームページからダウンロード可能。

※ホームページからダウンロードを行った場合は、事前に必ず別添「入札関係書類

受領書」を記載のメールアドレス宛に提出すること。

- (2) 入札を希望する者は、令和8年8月6日(木)17:00までに入札説明書・仕様書の交付を受け、入札説明書の指定する提出書類を提出し入札参加申込みを終了すること。また、下記4(1)により紙入札を希望する者は、「紙入札参加申込書」を沖縄労働局総務部総務課会計第2係に提出すること。

#### 4. 入札

- (1) 本案件は電子入札で行う。なお、電子入札により入札しがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
- (2) 入札日時及び場所  
日時 令和8年8月7日(金)12:00まで  
場所 紙入札により行う場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第2係へ提出  
(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

#### 5. 開 札

日時 令和8年8月7日(金)14:00  
場所 沖縄労働局総務部総務課  
(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

#### 6. その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (3) 入札の無効  
上記2の競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札者の記載金額について  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 落札者の決定方法  
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続きにおける交渉の有無 無
- (7) 契約書の作成の有無 有  
※原則、契約書の締結は電子契約によること。
- (8) 積算内訳書の作成の有無 無
- (9) 詳細は入札説明書・特記仕様書による。
- (10) 入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。
- (11) 問い合わせ先  
〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階  
沖縄労働局総務部 総務課 会計第2係 担当 照屋 電話(098)868-4003

以上公告する。

令和8年7月23日

支出負担行為担当官  
沖縄労働局総務部長 松原 大

## 入 札 説 明 書

沖縄職業総合庁舎 沖縄職業総合庁舎空調設備更新工事業務委託の入札等については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長 松原 大

### 2. 競争入札に付する事項

#### (1) 調達案件名

沖縄職業総合庁舎 沖縄職業総合庁舎空調設備更新工事業務委託

#### (2) 履行場所

特記仕様書のとおり

#### (3) 履行期限

令和 9 年 3 月 10 日（水）までに

### 3. 競争に参加できるものの資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者
- (2) 令和 7・8 年度厚生労働省競争参加資格において「建築関係建設コンサルタント業務」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であって、競争参加地域について、「九州・沖縄地域」が有効である者。
- (3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。
- (6) 労働保険・社会保険の制度が適用されるものにあつては、これに加入し滞納がない者
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。（常用労働者数 37.5 人未満の企業は除く）
- (8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- (9) 「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。（常用労働者数 101 人未満の事業主は除く）
- (10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (11) 過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

#### 4. 入札説明書の交付、及び入札参加申込みをする日時及び場所

- (1) 日時 令和8年7月23日(木) から令和8年8月6日(木) 9:00~17:00 までの間で随時説明を行う。(ただし土日祝は除く。)

場所 (ア) 沖縄労働局総務部総務課 会計第2係

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

(イ) 沖縄労働局ホームページからダウンロード可能。

※ホームページからダウンロードを行った場合は、事前に必ず別添「入札関係書類受領書」を記載のメールアドレス宛に提出すること。

- (2) 入札を希望する者は、令和8年8月6日(木) 17:00 までに入札説明書及び仕様書の交付を受け、説明書の指定する提出書類を提出し入札参加申込みを終了すること。また、下記5(1)により紙入札を希望する者は、「紙入札参加申込書」も沖縄労働局総務部総務課会計第2係へ提出すること。

#### 5. 入札

- (1) 本案件は電子入札で行う。なお、電子調達システムにより入札しがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
- (2) 入札を行う場合、電子調達システムによる場合は、別紙7により、また、紙入札による場合は、別紙8により沖縄労働局総務部総務課会計第2係に提出すること。
- (3) この入札に参加を希望する者は、入札参加申込書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書(別紙2、別紙2-2)を提出しなければならない。

- (4) 入札日時及び場所

日時 令和8年8月7日(金) 12:00 まで

場所 紙入札による場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第2係へ提出  
(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

#### 6. 開札

- (1) 開札日時及び場所

日時 令和8年8月7日(金) 14:00

場所 沖縄労働局総務部総務課

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

- (2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

- (3) 紙による入札の場合

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

- (4) 再入札の取扱

開札した場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内での入札がないときは再度入札を行うものとする。再入札書の提出は、再入札決定から速やか(2営業日以内)に行うこととする。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

## 7. その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (2) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (3) 入札の無効

上記3の競争参加資格のない者のした入札、5(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったとき、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札に関する条件に違反した入札とは、入札説明書、仕様書、及び配布書類に示された内容に違反する入札をいう。

- (4) 入札の方法について

入札方法は、審査要領に基づき最低価格落札方式をもって行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続きにおける交渉の有無 無

- (7) 契約書の作成の有無 有

※原則、契約書の締結は電子契約によること。

- (8) 積算内訳書の作成の有無 無

- (9) 入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

- (10) 問合せ先

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1(那覇第2地方合同庁舎1号館4階)  
沖縄労働局総務部総務課会計第2係 照屋  
電話(098)868-4003

## 一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）

1. 件 名 : 沖縄職業総合庁舎 沖縄職業総合庁舎空調設備更新工事業務委託

2. 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項について

(1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者。 はい・いいえ

(2) 令和 7・8 年度厚生労働省一般競争参加資格における等級  
九州・沖縄地域「建築建設関係コンサルタント業務」 「 」等級

(3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。 はい・いいえ

(4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者。 はい・いいえ

(5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、  
または記載をしなかった者でないこと。 はい・いいえ

(6) 労働保険・社会保険の制度が適用されるものにあつては、これに加入し滞納がない者 はい・いいえ

(7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者  
雇用率を達成していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、  
障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。  
（常用労働者数 37.5 人未満の企業は対象外） はい・いいえ・対象外

(8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条に基づく  
高年齢者雇用確保措置を講じていること。 はい・いいえ

(9) 「一般事業主行動計画」、を策定し都道府県労働局に届け出ていること。  
ア「次世代育成支援対策推進法」（常用労働者数 101 人未満の事業主は対象外） はい・いいえ・対象外  
イ「女性活躍推進法」（常用労働者数 101 人未満の事業主は対象外） はい・いいえ・対象外

\* 事業所の常用労働者の人数 常用労働者数( )人

3. 厚生労働省所管法令に関する申告について

下記（１）から（４）の内容について誓約いたします。

この誓約に虚偽があったことが判明した場合又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、契約が解除されることなど当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- （１）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- （２）過去 1 年間に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- （３）契約締結後、当社は又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- （４）上記（１）～（３）について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日  
支出負担行為担当官  
沖縄労働局総務部長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

## 誓 約 書

- ☐ 私  
☐ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 契約の相手方として不適当な者
  - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者(理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。))が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与しているとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
2. 契約の相手方として不適当な行為をする者
  - (1) 暴力的な要求行為を行う者
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者
  - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
  - (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和    年    月    日

住所(又は所在地)  
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。



## 役員名簿

| 役員氏名 | 生年月日                 |
|------|----------------------|
|      | 大正<br>昭和 年 月 日<br>平成 |
|      | 大正<br>昭和 年 月 日<br>平成 |
|      | 大正<br>昭和 年 月 日<br>平成 |
|      | 大正<br>昭和 年 月 日<br>平成 |
|      | 大正<br>昭和 年 月 日<br>平成 |
|      | 大正<br>昭和 年 月 日<br>平成 |
|      | 大正<br>昭和 年 月 日<br>平成 |
|      | 大正<br>昭和 年 月 日<br>平成 |
|      | 大正<br>昭和 年 月 日<br>平成 |
|      | 大正<br>昭和 年 月 日<br>平成 |

参考様式です。役員一覧と各役員の生年月日がわかる一覧であれば別様式でも可

## 保険料納付に係る申立書

当社は、直近 2 年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近 2 保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加の停止処分を受けることに異議はありません。

令和     年     月     日

住 所  
名 称  
代表者

支出負担行為担当官  
沖縄労働局総務部長    殿

※直近の納付事実を確認できるもの（領収等の写し）を添付して下さい。

## 紙入札参加申込書

弊社は、下記入札案件における電子調達システムを利用しての入札に参加できないため、紙入札方式での入札参加を希望します。

理由

(電子入札で参加できない理由を記載して下さい)

記

件 名 沖縄職業総合庁舎 沖縄職業総合庁舎空調設備更新工事業務委託

令和 年 月 日

参加者 住所

商号

氏名

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長 殿

## 3. 紙入札業者情報

※(1) ～ (13) まで、空欄の無いよう記入すること。

|                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 法人番号        |   |
| (2) 企業名称        |   |
| (3) 住所・郵便番号     | 〒 |
| (4) 代表者氏名       |   |
| (5) 代表者役職       |   |
| (6) 代表電話番号      |   |
| (7) 代表 FAX 番号   |   |
| (8) 担当者所属名称     |   |
| (9) 担当者氏名       |   |
| (10) 担当者所属住所等   | 〒 |
| (11) 担当者電話番号    |   |
| (12) 担当者 FAX 番号 |   |
| (13) 担当者メールアドレス |   |

入 札 書

|                                                                                                                                                                                                                                                                    |                               |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 入 札 金 額                                                                                                                                                                                                                                                            | 億                             | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                | 沖縄職業総合庁舎 沖縄職業総合庁舎空調設備更新工事業務委託 |   |   |   |   |   |   |   |   |
| <p>上記の金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって請負いたしますので、ご提示の仕様書及び契約条項、ご指示の事項を承知して入札いたします。</p> <p>令和    年    月    日</p> <p>入札者    住 所<br/>          商 号<br/>          氏 名<br/>          (代理人氏名)</p> <p>支出負担行為担当官<br/>沖縄労働局総務部長    殿</p> |                               |   |   |   |   |   |   |   |   |

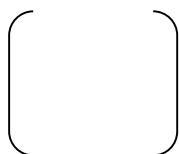
## 委 任 状

私は、  
を代理人と定め、下記の事項の  
入札に関する一切の権限を委任いたします。

## 記

1. 件 名 沖縄職業総合庁舎 沖縄職業総合庁舎空調設備更新工事業務委託

2. 代理人使用印



令和 年 月 日

委任者 住 所

商 号

代表者

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長 殿

**電子調達システムによる場合の提出書類**（別案件で提出済であっても再度提出を要す）

令和 8 年 8 月 6 日（木）17：00 まで

1. 一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）（別紙 1）
2. 誓約書（別紙 2， 2－2）
3. 令和 7・8 年度厚生労働省競争参加資格の種類「建築関係建設コンサルタント業務」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
4. 保険料納付に係る申立書（別紙 3）及び直近の納付事実を確認できるもの（領収書等）  
＊上記に代えて「社会保険料納入確認書」（証明可能な直近の過去 2 年間対象期間とすること）及び「労働保険証明願い」（2 保険年度に支払うべき労働保険料分）でも可
5. 障害者雇用状況報告書の写し（直近のもの）（常用労働者数 37.5 名以上の場合）
6. 高齢者雇用状況報告書の写し（報告対象となっていない者は就業規則の写し）
7. 一般事業主行動計画策定届の写し「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」（常用労働者数 101 名以上の場合）

※上記 1 から 7 までの添付書類をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムに添付すること。

## 紙入札による場合の提出書類・手続

令和 8 年 8 月 6 日（木）17:00 まで

1. 一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）（別紙 1）
2. 誓約書（別紙 2， 2－2）
3. 令和 7・8 年度厚生労働省競争参加資格の種類「建築関係建設コンサルタント業務」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
4. 保険料納付に係る申立書（別紙 3）及び直近の納付事実を確認できるもの（領収書等）  
\* 上記に代えて「社会保険料納入確認書」（証明可能な直近の過去 2 年間対象期間とすること）及び「労働保険証明願い」（2 保険年度に支払うべき労働保険料分）でも可
5. 障害者雇用状況報告書の写し（直近のもの）（常用労働者数 37.5 名以上の場合）
6. 高齢者雇用状況報告書の写し（報告対象となっていない者は就業規則の写し）
7. 一般事業主行動計画策定届の写し「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」（常用労働者数 101 名以上の場合）
8. 紙入札参加申込書（別紙 4、別紙 4－2）

令和 8 年 8 月 7 日（金） 12:00 まで

9. 入札書（別紙 5）
  10. 委任状（別紙 6）（代理人入札の場合）
- ※ 9. 10 は封筒に入れて提出

令和 8 年 8 月 7 日（金） 14:00

印鑑（代表者の場合は代表者印・代理人の場合は代理人の印）再入札の場合に必要な（事前に押印した入札書様式でも可）

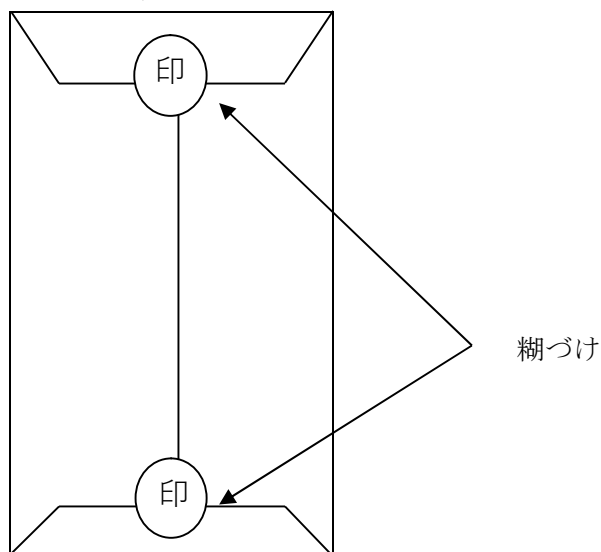
\* 入札にあたっては、下記のとおり記載した封筒により提出下さい。

封筒の糊付け位置には必ず「割印」を押印すること。

封筒の表

|                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------|
| 件名                                                                      |
| <p>「沖縄職業総合庁舎 沖縄職業総合庁舎空調設備更新工事業務委託」</p> <p>支出負担行為担当官<br/>沖縄労働局総務部長 殿</p> |

封筒裏（糊づけ）





## 入札注意事項

入札にあたっては、下記の事項を熟読のうえ行なってください。

### (入札心得)

1. 入札は、原則として本人が行うこと。
2. 入札書及び委任状は、定められたものを使用すること。
3. 代理人が入札をしようとするときは、必ず委任状を提出すること。
4. 入札者の記名、押印、入札事項、日付等誤りがないよう確認すること。
5. 入札額の基となる入札内訳書について、積算誤り等ないように記入、作成すること
6. 入札者は、入札書をいったん入札函に投入した後は開札の前後を問わず、引き換え・変更又は取消をすることはできないこと。

### (入札の無効)

1. 競争に参加資格を有しない者が行った入札。
2. 委任状を持参しない代理人が行った入札。
3. 入札書の表記金額を訂正した入札。
4. 入札書の表記金額と入札内訳書の合計金額に相違がある入札。
5. 入札書の表記金額、氏名、印影または重要な文字に誤字がみられ、不明瞭な入札。
6. 入札条件に違反した入札。
7. 談合その他不正の行為があった入札。

## 参考

### 予算決算及び会計令第七十条 第七十一条

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。※
  - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。※
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

入札関係書類受領書

【メール送信票】

沖縄労働局 総務部 総務課 会計第二係 照屋

(メールアドレス：teruya-takenori@mhlw.go.jp)

|                    |                        |     |
|--------------------|------------------------|-----|
| 入札件名               | 沖縄職業総合庁舎空調設備更新工事設計業務委託 |     |
| 参加入札方式<br>(いづれかに○) | 電子入札                   | 紙入札 |
| 受領日<br>(ダウンロード日)   |                        |     |
| 会社名                |                        |     |
| 担当者名               |                        |     |
| 担当者電話番号            |                        |     |
| 備考                 |                        |     |

※ 入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合は、本票に記載の上、上記メールアドレスに必ず送信してください。

※ 本票は、急な仕様の変更等を行った場合に、担当者様にご連絡する際に使用します。



## 利用開始方法

🖨️ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>

政府電子調達(GEPS)を利用するには、「初めてご利用になる方へ」(上記URL)をご覧ください、STEP1～STEP3までの手順を実施していただく必要があります。

## STEP 1 全省庁統一資格の取得

入札に必要な資格を取得します。

調達ポータルで取得できる資格は「物品・役務(全省庁統一資格)」の区分のものです。

全省庁統一資格を取得すると、各省庁における物品・役務の製造・販売等に係る一般競争(指名競争)の入札に参加できるようになります。

※簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格を取得する必要があります。

## STEP 2 電子証明書の取得

調達ポータルでは電子証明書を利用した認証を行っています。

法人・個人事業主等、組織に所属する代表者等名義の電子証明書をご準備ください。(詳細は各認証局へお問い合わせください。)

電子証明書は「初めてご利用になる方へ」に記載の対応認証局で取得できます。(取得に必要な手続き等は、各認証局のホームページをご確認ください。)

個人事業主または電子委任状を登録済の代理人のみ、電子証明書を取得しなくてもマイナンバーカードが利用できます。

(一部の機能は電子証明書がなくても利用できます。)

## STEP 3 環境設定・利用者登録

### ●パソコンのセットアップ

お使いのパソコンにプラグイン等をインストールして、ブラウザを設定します。

「初めてご利用になる方へ」の操作マニュアルに従って設定してください。

### ●利用者登録

調達ポータルに利用者を登録します。

調達ポータルを初めて利用するためには、組織に所属する代表者(代表取締役社長等)の利用者登録が必要です。

また、電子委任状を登録済みの代理人の場合は、代表者なしで利用者登録が可能です。

## お問合せ先

■ご不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。

🖨️ <https://www.p-portal.go.jp/faq>



■FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

●調達ポータル・電子調達システムに関するお問い合わせ

ナビダイヤル ☎ 0570-000-683

I P 電 話 等 ☎ 03-4332-7803

受付時間:平日 9時00分～17時30分

国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。

その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。

●統一資格に関するお問い合わせ(全省庁統一資格事務処理センター)

I P 電 話 等 ☎ 03-5511-1155

受付時間:平日 9時30分～17時30分

国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。

FAX、メールでのお問合せは受付けておりません。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。



ジープス

# 政府電子調達(GEPS)

## 便利でお得 調達手続きは「GEPS」

調達情報の確認、入札、契約、請求等を、  
インターネットを利用して行うことができます。

GEPSは  
調達ポータルに  
統合され、  
さらに便利に  
なりました。



ワンストップ対応



印鑑不要



郵送費削減



書類保管費削減



印紙税不要



24時間365日利用

詳細はポータルサイトをご覧ください

調達ポータル

検索







## 本システムについて

 <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/outline.html>

本システムは、調達案件の検索、電子入札・契約等の一連の手続きをオンラインで行うことができる府省庁共通のシステムです。

### 利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、検察庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、特許庁、中小企業庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

### 対象契約

「物品役務」および「一部の公共事業」の調達における入札・開札、契約、受注、納入検査、請求などの調達手続きに係る一連の業務が対象となります。

なお、以下の業務は対象外です。

#### ● 物品役務のうち特殊なもの

政府所有米麦等の業務／在外公館等海外における業務／無償による物品・役務／防衛省の装備品等特殊なもの

#### ● 本格的な公共事業

競争参加資格審査において客観的事項（経営規模、経営状況等）のほか、発注者が独自に主観的事項（工事実績、総合評価の技術評価点等）の審査等を行う事業。当該業務を使う主な発注者は次のとおり。

内閣府沖縄総合事務局開発建設部／文部科学省大臣官房文教施設企画部／農林水産省地方農政局／国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局／防衛省装備施設本部、地方防衛局（施設部門に限る）



## ご利用のメリット

政府調達の一連の業務をワンストップでできる！



### ワンストップで手続き可能

全省庁統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。



### 常時利用可能※

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

※システムメンテナンス時を除きます。



### 印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。



### 印鑑が不要※

電子署名により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。

※法令で義務のある場合を除きます。



### 移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。



### 書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。



電子署名により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。

※法令で義務のある場合を除きます。

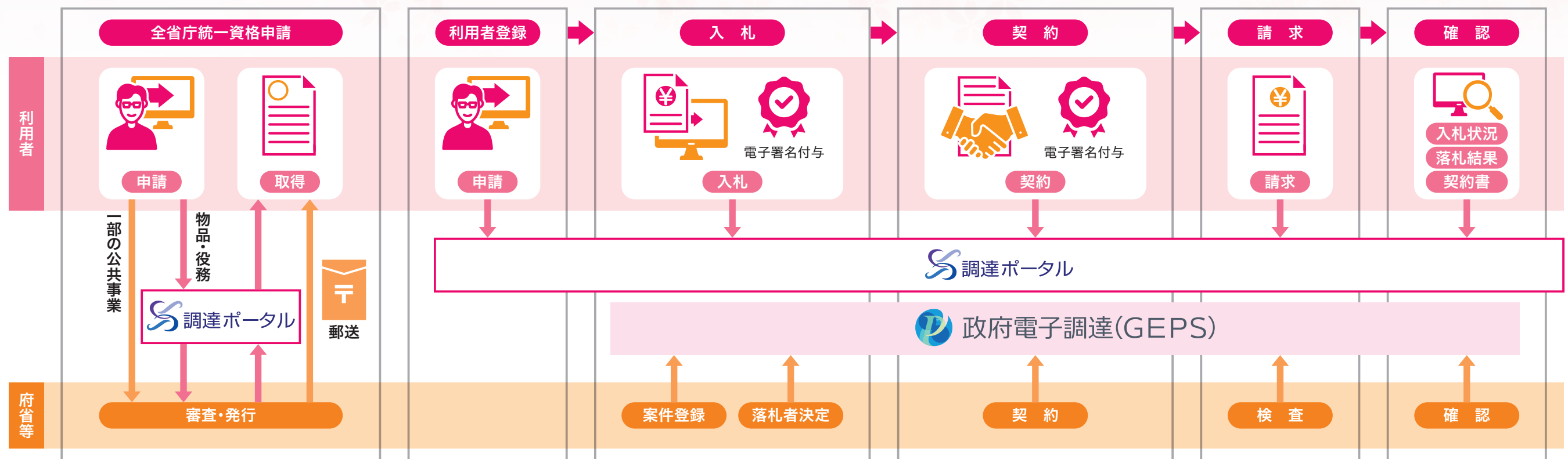


## 全省庁統一資格申請から入札・契約・請求・確認までの流れ

全省庁統一資格申請から入札、契約、請求までワンストップでできます。

なお、調達ポータルからは、全省庁統一資格の申請が可能です。

ただし、簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格が必要です。



# 設計業務委託特記仕様書

## I 業務概要

### 1 業務名称

沖縄職業総合庁舎空調設備更新工事設計業務委託

### 2 施設概要

| 施設名称     | 所在地            | 建築年月    | 構造 | 階数 | 施設延べ面積   |
|----------|----------------|---------|----|----|----------|
| 沖縄職業総合庁舎 | 那覇市おもろまち1-3-25 | 平成11年3月 | RC | 5  | 4951.38㎡ |

### 3 工事概要及び概算工事費

沖縄職業総合庁舎に設置している全館空調設備を撤去し、新たな全館空調設備に更新。  
(自動制御設備、中央監視設備、動力設備及び関連する電気設備改修を含む。)  
目標工事費 約125,000千円以内(税込み)

## II 業務仕様

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房営繕部による官庁営繕の技術基準『公共建築設計業務委託共通仕様書』(以下「共通仕様書」という。)による。

### 1 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載される特記事項の中で、適用欄に「●」印を付したものは必ず適用し、「▲」印を付したものは必要に応じて適用する。

### 2 業務計画書等

受注者は、契約締結後14日以内に『業務計画書(任意様式)』を作成し、また管理技術者及び照査技術者について『管理技術者等届』を担当者(「現地担当」及び「契約担当」をいう。以下同様。)に提出しなければならない。  
なお、経歴は、令和6年8月から令和8年7月までの期間における同種又は類似業務とする。

### 3 設計業務の内容及び範囲

#### (1) 一般業務

| 業務種別 | 設計種別       | 適用 |
|------|------------|----|
| 基本設計 | 建築(意匠)基本設計 |    |
|      | 建築(構造)基本設計 |    |
|      | 電気設備基本設計   |    |
|      | 機械設備基本設計   |    |
| 実施設計 | 建築(意匠)実施設計 | ●  |
|      | 建築(構造)実施設計 |    |
|      | 電気設備実施設計   | ●  |
|      | 機械設備実施設計   | ●  |

(2) 追加業務

| 業務種別                | 摘要                                                                                   | 適用 |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 建築積算業務              | 工事積算数量算出書、工事積算数量調書、見積検討資料作成、複合単価作成を含む。                                               | ●  |
| 電気設備積算業務            | 工事積算数量算出書、工事積算数量調書、見積検討資料作成、複合単価作成を含む。                                               | ●  |
| 機械設備積算業務            | 工事積算数量算出書、工事積算数量調書、見積検討資料作成、複合単価作成を含む。                                               | ●  |
| 計画通知申請手続業務          | 計画通知の確認完了まで。                                                                         |    |
| 省エネルギー関係計算書作成及び申請手続 |                                                                                      | ▲  |
| リサイクル計画書の作成         | 設計にあたり建設副産物対策（発生の抑制、再利用促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。 | ▲  |
| アスベスト含有建材調査         | 書面調査、現地調査及び試料採取・分析〔4検体〕                                                              | ●  |
| 概略工事工程表の作成          |                                                                                      | ●  |
| 関係官公庁との協議           |                                                                                      |    |
| 施工計画資料の整理           | 各施設の今回設計に係る仮設検討図等の作成を含む。                                                             | ●  |

4 業務の実施

(1) 一般事項

- ① 実施設計業務は、適用基準によって行う。
- ② 積算業務は、担当者の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準によって行う。
- ③ 「設計説明書」を作成し、担当者に提出する。

(2) 打ち合せ及び記録

打ち合せは次の時期に行い、直ちに記録を作成し、担当者に提出すること。

- ① 業務着手時
- ② 打ち合せ後に変更が生じた時
- ③ 担当者又は管理技術者が必要と認めた時

(3) 適用基準

| 官庁営繕の技術基準                                | 適用 |
|------------------------------------------|----|
| 公共建築設計業務委託共通仕様書                          | ●  |
| 建築工事監理業務委託共通仕様書                          | ●  |
| 公共建築工事標準仕様書<br>(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)   | ●  |
| 公共建築改修工事標準仕様書<br>(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編) | ●  |
| 建築設計基準                                   | ●  |
| 建築工事設計図書作成基準                             | ●  |
| 建築設備計画基準                                 | ●  |
| 建築設備設計基準                                 | ●  |
| 建築設備工事設計図書作成基準                           | ●  |
| 公共建築数量積算基準                               | ●  |
| 公共建築設備数量積算基準                             | ●  |
| 公共建築工事共通費積算基準                            | ●  |
| 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編、設備工事編）               | ●  |

5 貸与図書

那覇公共職業安定所にて保管する範囲の紙媒体での図面のみとする。

なお、貸与図書等の貸与を希望する場合には、当局所定の『貸与書』を担当者に提出のうえ、貸与図書等を受領すること。また、受注者は設計に先立ち現地調査を実施し、既設設備の仕様、運転状況及び設置条件を確認すること。

## 6 成果図書

### (1) 基本設計

#### ① 建築（意匠）

| 成果図書     | 適用 | 成果図書    | 適用 |
|----------|----|---------|----|
| 計画説明書    |    | 配置図     |    |
| 使用概要書    |    | 平面図（各階） |    |
| 仕上概要表    |    | 断面図     |    |
| 面積表及び求積図 |    | 詳細図     |    |
| 敷地案内図    |    | 工事費概算書  |    |

#### ② 建築（構造）

| 成果図書    | 適用 | 成果図書   | 適用 |
|---------|----|--------|----|
| 構造計画説明書 |    | 工事費概算書 |    |
| 構造計画概要書 |    |        |    |

#### ③ 電気設備

| 成果図書      | 適用 | 成果図書   | 適用 |
|-----------|----|--------|----|
| 電気設備計画説明書 |    | 工事費概算書 |    |
| 電気設備計画概要書 |    | 各種技術資料 |    |

#### ④ 給排水衛生設備

| 成果図書         | 適用 | 成果図書   | 適用 |
|--------------|----|--------|----|
| 給排水衛生設備計画説明書 |    | 工事費概算書 |    |
| 給排水衛生設備計画概要書 |    | 各種技術資料 |    |

#### ⑤ 空調換気設備

| 成果図書          | 適用 | 成果図書   | 適用 |
|---------------|----|--------|----|
| 空調換気設備設備計画説明書 |    | 工事費概算書 |    |
| 空調換気設備計画概要書   |    | 各種技術資料 |    |

#### ⑥ 昇降機等

| 成果図書      | 適用 | 成果図書   | 適用 |
|-----------|----|--------|----|
| 昇降機等計画概要書 |    | 工事費概算書 |    |
| 昇降機等計画概要書 |    | 各種技術資料 |    |

### (2) 実施設計

#### ① 建築（意匠）

| 成果図書     | 適用 | 成果図書          | 適用 |
|----------|----|---------------|----|
| 建築物概要書   | ●  | 矩計図           |    |
| 仕様書      | ●  | 展開図           |    |
| 仕上表      | ●  | 天井伏図（各階）      | ●  |
| 面積表及び求積図 | ▲  | 平面詳細図         | ▲  |
| 敷地案内図    | ●  | 断面詳細図         | ▲  |
| 配置図      | ●  | 部分詳細図         | ▲  |
| 平面図（各階）  | ●  | 各種計算書         | ▲  |
| 断面図      | ●  | その他確認申請に必要な図書 |    |
| 立面図（各階）  | ●  | 建具表、建具詳細図     |    |

#### ② 建築（構造）

| 成果図書   | 適用 | 成果図書          | 適用 |
|--------|----|---------------|----|
| 仕様書    |    | 各部断面図         |    |
| 構造基準図  |    | 各部詳細図         |    |
| 伏図（各階） |    | 構造計算書         |    |
| 軸組図    |    | その他確認申請に必要な図書 |    |



③ 電気設備

| 成果図書          | 適用 | 成果図書           | 適用 |
|---------------|----|----------------|----|
| 仕様書           | ●  | 通信・情報設備系統図     |    |
| 敷地案内図         | ●  | 通信・情報設備平面図（各階） | ▲  |
| 配置図           | ●  | 火災報知等設備系統図     |    |
| 受変電設備図        | ▲  | 火災報知等設備平面図（各階） | ▲  |
| 非常電源設備図       |    | 屋外設備図          | ▲  |
| 幹線系統図         | ▲  | 各種計算書          | ▲  |
| 電灯、コンセント設備平面図 | ▲  | その他確認申請に必要な図書  |    |
| 動力設備平面図（各階）   | ▲  |                |    |

④ 給排水衛生設備

| 成果図書             | 適用 | 成果図書          | 適用 |
|------------------|----|---------------|----|
| 仕様書              |    | 排水処理設備図       |    |
| 敷地案内図            |    | その他設置設備設計図    |    |
| 配置図              |    | 部分詳細図         |    |
| 給排水衛生設備配管系統図     | ▲  | 屋外設備図         | ▲  |
| 給排水衛生設備配管平面図（各階） | ▲  | 各種計算書         |    |
| 消火設備系統図          |    | その他確認申請に必要な図書 |    |
| 消火設備平面図（各階）      | ▲  |               |    |

⑤ 空調換気設備

| 成果図書        | 適用 | 成果図書          | 適用 |
|-------------|----|---------------|----|
| 仕様書         | ●  | 換気設備平面図（各階）   | ▲  |
| 敷地案内図       | ●  | その他設置設備設計図    | ●  |
| 配置図         | ●  | 部分詳細図         | ●  |
| 空調設備系統図     | ●  | 屋外設備図         | ●  |
| 空調設備平面図（各階） | ●  | 各種計算書         | ●  |
| 換気設備系統図     | ▲  | その他確認申請に必要な図書 | ▲  |

⑥ 昇降機等

| 成果図書    | 適用 | 成果図書          | 適用 |
|---------|----|---------------|----|
| 仕様書     |    | 昇降機等断面図       |    |
| 敷地案内図   |    | 部分詳細図         |    |
| 配置図     |    | 各種計算書         |    |
| 昇降機等平面図 |    | その他確認申請に必要な図書 |    |

④ 積算

| 成果図書      | 適用 | 成果図書     | 適用 |
|-----------|----|----------|----|
| 工事費概算書    | ●  | 複合単価作成資料 | ●  |
| 工事積算数量算出書 | ●  | 見積検討資料   | ●  |
| 工事積算数量調書  | ●  |          |    |

⑤ その他

| 成果図書   | 適用 | 成果図書       | 適用 |
|--------|----|------------|----|
| 各種技術資料 | ●  | 什器備品一覧     | ▲  |
| 各記録書   | ●  | アスベスト調査報告書 | ●  |

8 成果図書の提出

(1) 提出期限

令和9年3月10日（水） 午後2時必着

(2) 提出先

沖縄労働局 総務部総務課 会計第二係  
那覇市おもろまち2-1-1 那覇地方第二合同庁舎（1号館）4階

(3) 提出方法及び提出部数

- ① 成果図書の提出は、次のとおりとすること。  
すべての工事種別分を1冊とした図書：2冊
- ② 上記①の成果図書はA4判タテ型の紙ファイルに編綴すること。
- ③ 上記①にて提出する紙媒体での成果図書をExcel、Word、JW-CAD等のデータ形式にて格納したCD-Rを1部提出すること。（図面はPDF化したデータも格納のこと）  
なお、当該CD-Rについては、CDファイル等に収納（前記①に対応したデータ）し、成果図書に併せて編綴すること。

### Ⅲ その他

#### 1 担当

(1) 現地担当

那覇公共職業安定所 庶務課長 照屋友紀、庶務係長 砂川裕  
那覇市おもろまち1-3-25  
TEL: 098-866-8609（部門コード 51#）

(2) 契約担当

沖縄労働局 総務部総務課 会計第二係 照屋武則  
那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎（1号館）4階  
TEL: 098-868-4003

#### 2 代金の請求及び支払について

- (1) 検査職員による完了検査に合格しなければ、代金は支払わない。
- (2) 『請求書』は入居官署分（3部）作成が必要となる。宛名の記載方法等は契約担当へ確認すること。
- (3) 当方の支払は、適法な請求書を受領後、30日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。
- (4) 代金の請求（請求書の提出）は、契約内容をすべて履行した後、遅滞なく以下の担当部署に行なうこととし、請求書の記載内容及び方法等を確認すること。

※『請求書』の担当部署

沖縄労働局総務部総務課 会計第三係 TEL: 098-868-4003

#### 3 留意事項

- (1) 特記仕様書にて記載のない事項は現地調査及び現地担当に確認を行い、受注者決定の前までに必ず解決しておくこと。  
なお、疑義については、すべて『質問回答書』にて提出すること。
- (2) 提出後の書類等についての権利は、すべて沖縄労働局が有することとする。
- (3) 本件の受注者は、その後実施する工事施工者の決定に係る案件への参加は認めないこととする。
- (4) 受注者の責により、沖縄労働局の調査職員が公表を認めない事項の漏洩等が生じた場合には、その後のすべての案件への参加を認めないこととする。  
なお、この場合の立証責任は、受注者にて負うこととする。
- (5) 本件成果図書に基づき実施する施工において、工事施工者が作成する施工図の確認・承認業務等につき、当局の求めに応じて協力を行うこと。